

中前川耐震性貯水槽整備工事プロポーザル方式事業者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 中前川耐震性貯水槽整備工事を実施するにあたって、契約の相手方を選定するプロポーザル方式による契約候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、中前川耐震性貯水槽整備工事プロポーザル方式事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
- (2) 企画提案書等の審査、評価に関する事項
- (3) 契約候補者の特定に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、行政担当者、上下水道局職員により組織するものとし、委員の定数は4人とする。

- 2 委員の氏名及び職名については、審査結果の公表時に公表するものとする。
- 3 委員の任期は、契約候補者が特定した日までとする。

(会長の職務等)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、審査会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第6条 審査会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、水道整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。